

西宮市立甲山自然環境センター運営事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立甲山自然環境センター条例（平成17年条例第32号。以下、「条例」という。）及び同施行規則（平成17年規則第41号。以下、「規則」という。）の規定に基づき、運営事務を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 施設の利用者は、自然体験活動、環境学習活動、各種研修、交流並びに青少年の健全な育成に関する活動及びその他施設の設置目的を推進する活動を目的とし、施設を使用する者とする。

2 主たる使用者が中学生以下の場合には18歳以上の引率責任者を必要とする。

3 施設の主たる使用者が18歳未満（中学生以下を除く）の場合には、18歳以上の引率責任者または法定代理人の同意を必要とする。

(使用許可に関する事務及び条件)

第3条 甲山自然の家及びキャンプ場（以下「自然の家等」）の使用許可に関する事務及び条件は、条例第5条の規定の他、次のとおり定める。

(1) 西宮市内の家族、団体又はグループの使用許可申請の受付は、使用日の初日の属する月の6ヶ月前の1日より行い、市外の家族、団体又はグループの場合は、使用日の初日の属する月の5ヶ月前の1日より行う。ただし、公立の小・中学校の夏期休業期間については、別途方法による。

(2) 自然の家及び宿泊を要するキャンプ場の使用は使用日初日から起算して、2週間前までに使用許可申請書及び活動プログラムの提出を義務づけ、その内容を確認し、使用を許可する。

(3) 自然の家の部屋割りについては、やむをえない場合を除き、定員を原則として割り振るものとする。キャンプ場についても同様とする。

(4) 自然の家等の施設継続使用は、規則第4条の規定により3日を限度とする。ただし、その継続使用する内容等について、次のいずれにも該当し、かつ管理上支障がないと判断される場合は、8日を限度にその使用を許可することができる。

ア 他の利用者の使用を妨げない範囲であること

イ 政治または宗教活動並びに団体の宣伝または営利を目的としていないことが確認できること

ウ 主として西宮市民の子供の自然体験、環境学習または健全育成に資する活動であること

(5) キャンプ場の日帰り利用については、利用当日の申請についても許可する。ただし、社家郷山キャンプ場の平日利用については、事前の申請を必要とする。

(6) 自然の家の入所時間（宿泊の場合に限る）は午後5時までとする。

(7) キャンプ場の入場時間は、宿泊の場合が午後4時まで、日帰り利用の場合が午前11時までとする。ただし、公立の小・中学校の夏期休業期間における入場時間（宿泊の場合に限る）は、午後3時までとする。

(8) 同条第4号のアに規定する他の利用者の使用を妨げない範囲とは、使用日の属する3ヶ月前の1日時点で他の利用者の申請の有無を基準に、西宮市立甲山自然環境センター指定管理者（以下、指定管理者という。）が決定する。

(9) 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする会合や事業は許可しない。

(10) 使用者が特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持

することが明らかな会合や事業は許可しない。

(使用料)

第4条 使用料について、条例及び規則に定めるほか、次のとおり定める。使用料は納付書等による前納とし、原則として使用開始までに納付しなければならない。

(減免)

第5条 条例第8条第1項ただし書き及び施行規則第7条に規定する使用料の減額及び免除は、要綱別表に定める区分により行う。

2 別表に定める使用料を減免する個人及び団体等は、自然の家等の使用許可申請書中減免申請欄への記入をもって減免とする。

(複写機の利用料金の弁償等)

第6条 利用者は、甲山自然の家に設置する複写機を使用するときは、複写機の利用に伴う実費の額を弁償しなければならない。

2 実費額は、複写用紙1枚について10円とする。

3 指定管理者は、次の各号に該当するときは、複写機の利用を許可しない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

4 指定管理者は、複写機の利用に伴う実費を徴収したときは、領収書を発行しなければならない。

(施設の定員)

第7条 甲山自然の家の定員は84名とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

要 綱 別 表 (第5条関係)

<p>甲山自然の家(和室を宿泊室として使用する場 合に限る)及びキャンプ 場の使用料(常設テント を除く)を免除する場合</p>	<p>本市住民で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者(これらの者の介護者1名を含む。)が使用する場 合</p>
<p>甲山自然の家及びキャ ンプ場の使用料を免除 する場合</p>	<p>(1) 公用で使用する場 合。ただし、西宮市に限る。 (2) 西宮市の学校が教育課程に基づく学習活動を行うとき。 (3) 教育委員会が必要と認める社会教育関係団体が使用する とき。</p>
<p>甲山自然の家を『宿泊室 として使用する場 合』のみを50%減額し、それ 以外の使用料を免除す る場 合</p>	<p>(1) 西宮市以外の公共団体が使用する とき。 (2) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用する とき。ただし、これらの団体に所属する同好的、趣味的サークルは除 く。</p>

備 考

上記以外の場合は、その都度検討し判断することとする。

- 1 団体の本拠地が市外の時、原則として減免対象としないこととする。ただし、市長・西宮市教育委員会等の公文書による依頼状が添付してある場合は、使用料を減免できることとする。
- 2 福祉事業・ボランティア活動を行っている団体(献血友の会・防犯協会等)から減免申請があった場合は、使用料を減免できることとする。